（備考）

１　第二号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が二五・七度のてん菜について適用し、糖度が七・〇度以上二五・七度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が二五・七度を〇・一度下回るごとに六二円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が二五・七度を超えるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が二五・七度を〇・一度上回るごとに六二円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

２　第三号に掲げる単価は糖度が一三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用し、糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一三・一度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一四・三度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一四・三度を〇・一度上回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

３　第三三号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率（以下単に「でん粉含有率」という。）が一八・八パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）について適用し、でん粉含有率が一八・八パーセント未満のでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一八・八パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、でん粉含有率が一八・八パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一八・八パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六四円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

○農林水産省告示第千八百八十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十一月二十六日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十二月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24995	ジラム水和剤	モノドクターＷＤＧ	東京都千代田区神田須田町二丁目19番地23　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　古塩賢太郎
24996	エトフェンプロックス・キノフメリン乳剤	アイーナトレボンＥＷ	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛

○農林水産省告示第千八百八十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十二月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

令和７年10月３日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18688	テブフェノジド粉剤	ホクコーロムダン粉剤ＤＬ	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
23312	イプフェンカルバゾン・ブロモブチド・ペンスルフロンメチル粒剤	ウィナーＬジャンボ	〃

令和７年10月６日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23620	カルブチレート・ブロマシル・ＭＣＰＰ粒剤	ネコソギメガ粒剤	山口県山口市小郡山手上町１番10号　三笠産業株式会社　代表取締役社長　唐澤宏誌

令和７年10月９日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22424	銅水和剤	ＭＩＣコサイドＤＦ	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛
22572	銅水和剤	ＭＩＣコサイドボルドー	〃
23785	ペンチオピラド・メパニピリム水和剤	ピカットフロアブル	〃

令和７年10月15日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20455	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ペンスルフロンメチル水和剤	ミスターホームランＬフロアブル	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
20744	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ペンスルフロンメチル粒剤	ミスターホームランＬジャンボ	〃
20934	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ペンスルフロンメチル粒剤	ミスターホームラン１キロ粒剤５１	〃
21349	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ダイムロン・ペンスルフロンメチル粒剤	ミスターホームランＤＬジャンボ	〃

令和７年10月24日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21113	イプロジオン・有機銅水和剤	日農ロブドー水和剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
21251	エトフェンプロックス・アゾキシストロビン水和剤	シンジェンタアミスタートレボンＳＥ	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉

令和７年10月27日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21806	ＣＹＡＰ水和剤	協友サイアノックス水和剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和
21807	ＣＹＡＰ乳剤	協友サイアノックス乳剤	〃
23391	ＣＹＡＰ粉剤	協友サイアノックス粉剤	〃

○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日　　東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号